

筑後川遺産登録制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、久留米市文化財保存活用地域計画（令和3年7月16日文化庁長官認定）に基づき、久留米市の歴史遺産の保存と活用を図るため、歴史文化のまちづくりを推進し、市内に存する歴史遺産を固有の歴史的背景（以下「ストーリー」という。）で関連付け、筑後川遺産として登録するための基本的な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「筑後川遺産」とは、永い歴史と筑後川の恩恵に育まれた文化を背景とする、様々なストーリーでつながれた歴史遺産の関連のことをいう。

(登録の対象)

第3条 この要綱の対象は、市内に存するストーリーによって関連付けられた2以上の歴史遺産（以下「関連文化財群」という。）とし、関連文化財群を構成する歴史遺産を構成遺産という。

2 次の各号に掲げるものは、この要綱の適用対象外とする。

- (1) 営利目的、個人の益に帰することを主な目的としたもの
- (2) 宗教的な布教活動を主な目的としたもの

(登録の要件)

第4条 筑後川遺産として登録することができるものは、次の各号に掲げる基準を満たす関連文化財群とする。

- (1) 久留米市の歴史文化の特徴を現すストーリーを有すると認められるもの
- (2) 当該遺産の存在及び価値が、当該遺産の存する地域の人々のみならず、久留米市民全体に共有できると認められるもの
- (3) 当該遺産の保存及び活用を担う人々と、その目的を達成するため協働した活動が期待できると認められるもの

(4) その他、登録に値すると認められるもの

(登録)

第5条 前条の基準を満たす関連文化財群について、市民等(以下「申請者」という。)が、筑後川遺産に登録しようとするときは、筑後川遺産登録申請書(第1号様式)により、市長に登録の申請を行わなければならない。

2 市長は、前項の規定によらず、前条の基準を満たす関連文化財群について、筑後川遺産に登録することができる。

3 市長は、第1項又は前項の規定により、筑後川遺産に登録するときは、あらかじめ久留米市文化財保存活用地域計画協議会(以下「協議会」という。)に諮問しなければならない。

4 市長は、筑後川遺産に登録したときは、筑後川遺産登録原簿に記載しなければならない。

(公表)

第6条 市長は、前条の規定により筑後川遺産に登録したときは、筑後川遺産の名称及びストーリー、構成遺産、課題及び今後の方針となる未来のストーリー、推進体制を記載した筑後川遺産保存活用の推進プランを公表しなければならない。

(通知)

第7条 市長は、第5条の規定により筑後川遺産に登録したときは、申請者にこれを通知する(第2号様式)。

(登録証の交付)

第8条 市長は、第5条の規定により筑後川遺産に登録したときは、申請者に対して、筑後川遺産登録証(第3号様式)を交付する。

(筑後川遺産の管理・報告)

第9条 申請者は、当該筑後川遺産の価値を尊重し、適切に管理し、保存及び活用に努めるものとする。

2 申請者は、当該筑後川遺産の状況を管理表(第4号様式)に記録し、当該記録を保管するものとする。

3 申請者は、前項の規定による記録を市長の求めに応じて、報告しなければならない。

(登録の取消)

第10条 市長は、筑後川遺産がその価値を失ったとき、その他登録を解除する合理的な事由があるときは、協議会に諮問し、登録を解除することができる。

2 市長は、筑後川遺産の登録を解除したときは、当該筑後川遺産の所有者等又は申請者に対し、筑後川遺産登録解除通知書(第5号様式)により通知するものとする。

3 市長は、筑後川遺産の登録を解除したときは、速やかに当該筑後川遺産登録証(第3号様式)を回収するものとする。

(名称の変更)

第11条 筑後川遺産の名称の変更を行う場合は、当該筑後川遺産の申請者は、事前に筑後川遺産名称変更届(第6号様式)を市長に届け出なければならない。

(申請者の変更)

第12条 筑後川遺産の申請者の変更を行う場合は、当該筑後川遺産の申請者は、事前に筑後川遺産申請者変更届(第7号様式)を市長に届け出なければならない。

(構成遺産の変更)

第13条 構成遺産の名称又は所在地、所有者等の変更を行う場合は、当該筑後川遺産の所有者等又は申請者は、筑後川遺産構成遺産名称・所在地・所有者等変更届(第8号様式)を市長に届け出なければならない。

2 構成遺産として新たな歴史遺産を追加しようとするときは、申請者は、事前に筑後川遺産構成遺産追加申請書(第9号様式)を市長に届け出なければならない。

3 前項の規定により申請があった場合、市長は、筑後川遺産への当該歴史遺産の追加について、協議会に諮問しなければならない。

(支援等)

第14条 市長は、筑後川遺産の所有者等又は申請者に対して、その保存及び活用に特に必要と認められるときは、協議会の意見を聴いて、人的支援、技術的支援等を講ずることができる。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し、必要な事項は、協議会に諮りながら、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年2月1日から施行する。